

締約国に関する情報 G T	グアテマラ	附属書 B 1 G T
一 般 情 報		
国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (知的所有権登録局 (グアテマラ))	
所在地及び郵便のあて名	7a. Avenida 7-61 zona 4, primer nivel, Guatemala Ciudad, 01004, Guatemala	
電話番号 電子メール	(502) 232 470 70 内線105 rvaldes@rpi. gov. gt mmoreira@rpi. gov. gt ccastaneda@rpi. gov. gt	
インターネット	www. rpi. gov. gt	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
グアテマラの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局 (附属書C参照)	
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権登録局 (グアテマラ)	
グアテマラを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するグアテマラの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合, 管轄官庁は通知の日から3箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり (附属書L参照)	